

※ 令和6年4月よりごみの収集日を一部変更しており、このガイドブックには反映されておりません。収集日については、「村民カレンダー」、村のホームページの「ごみカレンダー」、るすっぴーナビの「ごみ出しカレンダー」をご確認ください。

# 分別・リサイクル ガイドブック

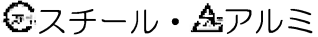





留寿都村

# も く じ

|                        |    |
|------------------------|----|
| ●分別の種類と収集方法            | 2  |
| ●燃やせるごみの出し方            | 3  |
| ●燃やせないごみ出し方            | 3  |
| ●生ごみの出し方               | 4  |
| ●大型ごみ（粗大ごみ）の出し方        | 5  |
| ●空き缶、空きびん、ペットボトルの出し方   | 6  |
| ●プラスチック製容器包装の出し方       | 7  |
| ●発泡スチロールの出し方           | 7  |
| ●ミックスペーパーの出し方          | 8  |
| ●紙パックの出し方              | 8  |
| ●新聞・雑誌・ダンボールの出し方       | 8  |
| ●紙製容器包装の出し方            | 9  |
| ●使用済み食用油の出し方           | 9  |
| ●使用済み小型電子機器等（小型家電）の出し方 | 10 |
| ●使用済み小型充電式電池の出し方       | 11 |
| ●有害ごみの出し方              | 12 |
| ●収集や搬入の出来ないごみの出し方      | 12 |
| ●事業者の方へ                | 13 |
| ●家電リサイクル法の対象機器の廃棄方法    | 13 |
| ●家庭用パソコンの廃棄方法          | 15 |
| ●ごみ分別一覧表               | 17 |

## 分別の種類と収集方法

| 区 分        | 種 別         | 収集頻度              | 出し方        | 摘 要  |
|------------|-------------|-------------------|------------|--|
| 燃やせるごみ     |             | 火曜日               | 指定袋（赤色）    |  |
| 燃やせないごみ    |             | 第2・4<br>水曜日       | 指定袋（青色）    |  |
| 生ごみ        |             | 月・木<br>曜日         | 指定袋（透明）    |  |
| 大型ごみ（粗大ごみ） |             | 第3<br>金曜日         | ＝          | 収集日の4日前までに申し込み   |
| 資源ごみ       | 缶類          | 土曜日               | 透 明 袋      |  スチール・アルミ     |
|            | びん類         |                   |            | 飲料用等のガラスびん   |
|            | ペットボトル      |                   |            |  のマークが付いたボトル  |
|            | プラスチック製容器包装 | //                | 透 明 袋      |  のマークが付いたもの   |
|            | 発泡スチロール     | //                | ひもで結束又は透明袋 |  |
|            | ミックスパー      | 第2・4<br>土曜日       | 白 地 の 紙 袋  | <u>白</u> い紙類   |
|            | 新聞・ちらし      | //                | ひもで十字に結束   |  |
|            | 雑誌          | //                | ひもで十字に結束   |  |
|            | ダンボール       | //                | ひもで十字に結束   |  |
|            | 紙製容器包装      | 第1・<br>3・5<br>土曜日 | 透 明 袋      |  のマークが付いたもの |
| 有害ごみ       |             | 第1<br>土曜日         | 透 明 袋      | 蛍光管・水銀体温計等   |

留寿都村では、ごみの分別収集を行っています。下記の処理方法に基づいて、家庭から出るごみの処理を行ってください。

なお、村では燃やせるごみ、燃やせないごみ、生ごみ、粗大ごみについて、ごみ処理に係る経費の一部を、ごみを排出される方に負担していただいております。

## 【有料収集を行っているごみ】

### 燃やせるごみの出し方（火曜日収集）

○紙類（ミックスペーパーや紙製容器包装等の資源ごみの対象品は除く）、布類、木竹類など  
（出し方）

- ① 汚れや汚物を取り除く。
- ② 村指定袋（燃やせるごみ用：有料）に入れる。
- ③ 燃やせるごみの収集日にごみステーションに出す。

○衛生ごみ（紙おむつ、衛生用品など）

（衛生ごみの出し方）

- ① 汚れや汚物を取り除く。
- ② 他の燃やせるごみと分ける。

（燃やせるごみは固形燃料にするために手選別しているため、埋立処理する紙おむつなどの衛生ごみとは必ず分けてください。）

- ③ 衛生ごみが少量の場合は、半透明または黒色のポリ袋に入れたものを、村指定袋（燃やせるごみ用：有料）に入れる。多量の場合は、村指定袋（燃やせるごみ用）にまとめて入れる。
- ④ 燃やせるごみの収集日にゴミステーションに出す。

※ 燃やせるごみ専用の村指定袋は 45 リットルが最大です。入らない場合は大型ごみ（粗大ごみ）の申込みをしてください。

### 燃やせないごみの出し方（第2・4水曜日収集）

○プラスチック製品・金属製品・ガラスびん（いずれも資源物を除く）、陶磁器、ゴム製品など

（出し方）

- ① 食品や汚物などを完全に取り除く。
- ② 洗浄を行う。
- ③ 村指定袋（燃やせないごみ用：有料）に入れる。
- ④ 燃やせないごみの収集日にごみステーションに出す。

※ コップ・灰皿・ガラス製品・陶磁器・金属キャップは燃やせないごみです。

※ カセットガスボンベ、スプレー缶は使い切った後、穴をあけてガスを抜いてください。

※ 使い捨てライターは中身を使い切ってください。

※ 発火の恐れがあり危険ですので、取り外せる電池やバッテリーは必ず取り外してください。

※ 燃やせないごみ専用の村指定袋は 35 リットルが最大です。入らない場合は大型ごみ（粗大ごみ）の申込みをしてください。

## ●刃物や割れたガラスはどうするの？

刃物や割れたガラスなどは大変危険なので、新聞紙などに包むなどして、指定された袋（燃やせないごみ）にマジックなどで大きい文字で**鋭利物入り**と表示して下さい。

## 生ごみの出し方（月・木曜日収集）

○台所から出る残飯や調理くずなど

生ごみの村指定袋は、生分解性のため、堆肥化処理を行う段階で水と酸素に分解され環境への負荷の低減が図られます。

（出し方）

① 生ごみ以外のものを取り除く。

※ 紙類やプラスチックの袋などは入れないでください。

② 台所などで水切りをして、指定袋に入れる際にもう一度水切りを行う。

③ 指定袋（生ごみ用：有料）に入れる。

④ 生ごみの収集日にごみステーション内に設置したポリバケツに入れる。

※ 生ごみの指定袋に生ごみを入れたままにしておくと、分解が進み破れやすくなります。

※ プラスチックの袋などが混ざると、肥料として使用できません。必ず取り除いてください。

○ごみ処理のための料金○

令和3年4月1日現在の料金です

### ごみ専用袋の金額（10枚入り）

| 燃やせるごみ      | 燃やせないごみ     | 生ごみ         |
|-------------|-------------|-------------|
| 20リットル 400円 | 20リットル 400円 | 5リットル 300円  |
| 35リットル 700円 | 35リットル 700円 | 10リットル 400円 |
| 45リットル 900円 | —           | 20リットル 600円 |

村指定ごみ袋を購入していただくことにより、村に手数料が納入される方式となっております。村指定のごみ袋は、留寿都村内の商店やコンビニエンスストアなどで販売しております。

## 大型ごみ（粗大ごみ）の出し方（月1回収集）

○家具類、自転車、ストーブ、ふとん、ベッドなど

（出し方）

- ① 粗大ごみの品目・数量を決めてください。
- ② 住民福祉課へ電話、FAX等で各月の収集日の4日前までに、世帯主の氏名、住所、電話番号、粗大ごみの品目、数量、サイズを伝え、申し込みを行ってください。
- ③ 申し込みをした際に、住民福祉課からごみ処理券の「金額」と「受付番号」を決定しお伝えします。
- ④ 申し込みの際に決定した金額のごみ処理券を留寿都村役場又は留寿都村指定ごみ袋取扱店で購入してください。
- ⑤ 収集日当日、購入したごみ処理券に「受付番号」と「氏名」を記載し貼り付けて自宅玄関前に粗大ごみを出してください。（公営住宅やアパート等は、集合玄関の付近に出してください。また、通行の妨げにならない場所に置いてください。）戸別収集を行います。

《留意してください》

- ・個別収集となりますので、申込みがない場合は回収できません。
- ・ごみ処理券が貼られていない場合や内容を記載していない場合は回収できません。
- ・粗大ごみ一品に対して、ごみ処理券1枚を貼り付けてください。

ごみ処理券は、1枚ずつシール状になっています。粗大ごみ1品に対して、1枚のごみ処理券を貼り付けしてください。金額はごみの種類や大きさによって異なりますので、申し込みの際にお問合せください。

**ごみ処理券**

|             |    |              |
|-------------|----|--------------|
| 留寿都村ごみ処理券   |    | No.001       |
| 粗大ごみ        |    |              |
| <b>200円</b> |    |              |
| 受付NO        | 氏名 | ※半角で記入してください |

申込時に伝えられた受付番号を記入してください。世帯主の氏名を記入してください。

## 【資源ごみは無料収集です】

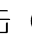


空き缶・空きびん・ペットボトルなどに加え、「使用済食用油」や「紙製容器包装」の資源ごみと、蛍光管や乾電池などの有害ごみについては、無料で収集します。これは、資源となるものを無料で収集することにより、分別の徹底や資源化の促進を図るためです。

汚れているものは資源ごみとして収集できません。資源ごみは必ず汚れを落として（洗って）から出してください。

## 空き缶・空きびん・ペットボトルの出し方（土曜日収集）

（出し方）

- ① 食品や汚物などを完全に取り除く。
- ② 洗浄を行う。
- ③ 市販の半透明又は透明な袋に入れる。（買物袋でも可）
- ④ 資源ごみの収集日にごみステーションに出す。

|        | 資源になるもの   | 資源にならないもの   |  |
|--------|---|---|--|
| 空き缶    | <ul style="list-style-type: none"> <li>●飲料用の缶（アルミ・スチール）</li> <li>●缶詰の缶</li> <li>●その他の缶</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●中身の入った缶</li> <li>●1. 8リットル以上の缶</li> <li>●スプレー缶</li> <li>●油缶</li> </ul>            | <p>※左記のような缶は燃やせないごみとして出して下さい。</p>  |
| 空きびん   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●飲料用のびん</li> <li>●食品用のびん</li> <li>●酒類のびん</li> <li>●調味料用のびん</li> <li>●栄養・健康ドリンクのびん</li> <li>●化粧品のびん</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●中身の入ったびん</li> <li>●薬のびん</li> <li>●油びん</li> </ul> <p>耐熱ガラス、乳白色ガラス、薬品等が入っていたガラス</p> | <p>※ビール瓶や一升瓶などリターナブルびんは、販売店に返却して下さい。</p> <p>（リターナブルびんは、返却、詰め替えをすることによって、何度も使用できる容器です。）</p> |
| ペットボトル | <ul style="list-style-type: none"> <li>●飲料用・酒類用の容器</li> <li>●しょうゆ、めんつゆ、みりんの容器</li> </ul> <p>下記のマークがついた容器のみ。</p>    | <ul style="list-style-type: none"> <li>●左記のマークがついていないプラスチック容器</li> <li>●シャンプー、マヨネーズ、洗剤などの容器</li> </ul>                    | <p>※左記のような容器は必ず洗ってからプラスチック製容器包装として出して下さい。</p>  |

※ペットボトルのキャップとラベル、プラスチック製容器包装として分別してください。

空きビンの蓋は分別してください。（金属性のものは燃やせないごみ。プラマークのついていないものはプラスチック製容器包装。）

打栓式プラスチックキャップはメーカーの努力工夫により取れやすい構造になっています。キャップの除去にご協力ください。（ラベルにキャップの取り方が載っています。）

耐熱ガラス（食器ガラス、ガラスポット、哺乳瓶など）、乳白色ガラス等は燃やせないごみです。

板（窓）ガラス、鏡、電球、灰皿などは燃やせないごみです。

PCコートびんは被膜コーティングされて割れないため燃やせないごみに入れてください。  
（コーラ、ファンタ、スプライト、キリンレモン等の1ℓびん）

せともの（陶磁器）は燃やせないごみに入れてください。

蛍光管、蛍光灯は有害ごみです。

## プラスチック製容器包装の出し方 （土曜日収集）

プラスチック製容器包装は、主に下記のようなものです。

○箱（パック・ケース等）：持ち帰り弁当箱、卵のパック、豆腐のパック、いちごのパック

○ボトル：洗剤・シャンプー・リンス・柔軟材・食用油等のボトル

○カップ：カップめんのカップ、マーガリンの容器、納豆の容器

○トレイ：肉や魚の白色トレイ

○チューブ：歯磨き粉のチューブ、マヨネーズのチューブ、練りわさび等のチューブ

○袋：砂糖・食パン・お菓子・インスタント食品・お米・マヨネーズ等の袋

○その他：みかんやりんご等のネット、ペットボトルのふた

（出し方）

- ① プラスチック製容器包装マーク（右のリサイクルマーク）の確認を行う。
- ② 食品や汚物などを洗浄してプラスチック容器包装以外のものを取り除く。
- ③ 市販の半透明又は透明な袋に入れる。（買物袋でも可）
- ④ プラスチック製容器包装の収集日にごみステーションに出す。



## 発泡スチロールの出し方 （土曜日収集）

○魚箱、家電などの梱包に使用されている発泡スチロールなど

（出し方）

- ① 汚れているものは洗浄し、縛ってください。  
（汚れているものはリサイクルできません。燃やせないごみとして出してください。）
- ② プラスチック製容器包装の収集日にごみステーションに出す。  
（プラスチック製容器包装とは別にして出してください。）



## ミックスペーパーの出し方（第2・4土曜日収集）

ミックスペーパーの対象となるものは、下記のようなものです。

○封筒、窓空き封筒、はがき、名刺、領収書、レシート、ファックス用紙、コピー用紙、ダイレクトメール、写真、メモ用紙、切符、チケット、のし袋、折り紙、ノート、紙袋、画用紙、たばこの空箱（外のビニールは外す。）

（出し方）

- ① ミックスペーパーの対象か確認を行う。（白い紙が対象です。）
- ② 汚れているものなどは、燃やせるごみとして出す。
- ③ 白地の紙袋に入れる。
- ④ ミックスペーパーの収集日にごみステーションに出す。

※ 茶色い紙や封筒は燃やせるごみに入れてください。

## 紙パックの出し方（第2・4土曜日収集）

紙パックの対象となるものは、牛乳パック等の内側が銀色でないもののみです。

（出し方）

- ① 洗浄し、切り開き縛ってください。
- ② ミックスペーパーの収集日にごみステーションに出す。

## 新聞・雑誌・ダンボールの出し方（第2・4土曜日収集）

（出し方）

- ① ガムテープ、ポリ・ナイロン袋、カーボン紙、油紙などの紙以外のものを混ぜない。  
汚れているものなどは、燃やせるごみとして出す。
- ② 「新聞・チラシ類」「雑誌」「ダンボール」の3種類に分ける。
- ③ それぞれを5キログラム（片手で軽く持ち上がる）程度にきっちり束ねて、ヒモで十文字にしっかり結ぶ。
- ④ 新聞、雑誌、ダンボールの収集日にごみステーションに出す。  
ごみステーションに入らないものなどは、ステーションの横に置くなどして歩行者や車両の通行に妨げにならないように注意してください。

## 紙製容器包装の出し方（第1・3・5土曜日収集）

商品を入れたもの(=容器)、商品を包んだもの(=包装)が対象です。

対象となるものについては、「紙製容器包装マーク」がついていますので、このマークがついているものは、紙製容器包装に出してください。

○お菓子の箱、ティッシュペーパーの箱、紙製カップメンのフタ・容器など

（出し方）

- ① 紙製容器包装マーク（右のリサイクルマーク）の確認を行う。
- ② 食べ残しや油など汚れている場合は、軽く水洗いをしてよく乾かす。  
汚れを落とせない場合は、燃やせるごみに出してください。
- ③ 市販の半透明又は透明な袋に入れる。（買物袋でも可）
- ④ 紙製容器包装の収集日にごみステーションに出す。
- ⑤ 紙製容器包装マークのついていない紙袋類は燃やせるごみとして出してください。



（対象とならないもの）

「容器」又は「包装」に該当しないもの（物を入れても包んでもいないもの）

○ ラップフィルの芯、キャンデーの棒 等

中身が商品でないもの

○ 手紙やダイレクトメールを入れた封筒、商品券やプリペイドカードを入れる袋や箱 等  
再商品化義務の対象とならない素材

○ ダンボールの箱、飲料用の紙パック 等

## 使用済み食用油の出し方（随時）

（出し方）

- ① 使用済みのサラダ油等を油が入っていた空容器や飲料水等の空のペットボトルに移し替えて出す。（牛乳パックは油がしみこむので使用しないでください。）
- ② 役場、公民館に設置している専用の回収ボックスに入れる。  
（各地区のごみステーションには出さないでください。）
- ③ 回収日は、常時出すことができます。ただし、閉庁日や閉館日には出せません。

## 使用済み小型電子機器等（小型家電）の出し方（随時）

### ○回収できるもの

電話機、FAX、携帯電話、ラジオ、デジタルカメラ、ビデオカメラ、DVDレコーダー、デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセット、プリンター、電子書籍端末、電動ミシン、電気グラインダー、電気ドリル、電卓、体重計、ジャー炊飯器、電子レンジ、扇風機、電気アイロン、電気掃除機、電気ストーブ、ヘアドライヤー、電気かみそり、蛍光灯器具その他の電気照明器具（蛍光灯、電球を除く）、電子時計及び電気時計、電子楽器及び電気楽器、ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具、小型家電の付属品（ACアダプター、ケーブル等）など

※ 携帯電話・ゲーム機などに含まれるデータやメモリーなどの個人情報、可能な限りご自身で消去してからお持ちください。

### ○回収できないもの

#### 1.家電リサイクル法対象機器

（テレビ（ブラウン管、液晶など全て。テレビ端子のついているモニターも含む）、エアコン、冷蔵庫（ワインクーラー、小型保冷庫含む）・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機など）

#### 2.各種記録媒体（SDカード、USBメモリ、ビデオテープ、CD、DVD、ブルーレイディスクなど）

#### 3.各種電池、バッテリー、モバイルバッテリー、電子タバコ

#### 4.蛍光灯、電球、ガスボンベ

#### 5.ウォシュレットの便座などの不衛生な機器類

#### 6.パソコン用モニタ（CRTモニタ、液晶モニタなど全て）

#### 7.フロン含有機器（除湿機など）

#### 8.木製の小型家電（スピーカー、こたつなど）

#### 9.布製の小型家電（電気毛布、電気カーペット、一部に布を使用したマッサージ器など）

#### 10.家電リサイクル法対象外のテレビ（プロジェクションテレビ、有機ELテレビなど）

#### 11.UPS（無停電装置）

#### 12.一人では動かすことが困難な家電製品（マッサージチェア、大型複合機など）

### （出し方）

- ① 電池、バッテリー（外せるもの）、インク、紙など小型電子機器以外のものを外す。
- ② 役場、公民館に設置している専用の回収ボックスに入れる。  
（各地区のごみステーションには出さないでください。）
- ③ 回収日は、常時出すことができます。ただし、閉庁日や閉館日には出せません。

## ●使用済み小型充電式電池の出し方 (随時)

○回収できるもの

モバイルバッテリー（分解しないでください。）

ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池



○回収できないもの

鉛蓄電池、リチウム一次電池、乾電池、コイン電池、ボタン電池

大型の鉛バッテリー、アルカリ蓄電池

破損した電池パックや解体された電池パック

電池パックから取り外された電池

水にぬれた電池パック

(出し方)

① 役場、公民館に設置している専用の回収ボックスに入れる。

(各地区のごみステーションには出さないでください。)

② 回収日は、常時出すことができます。ただし、閉庁日や閉館日には出せません。

※ ショートの恐れがありますので、金属端子部（＋極、－極）は絶縁テープで絶縁してください。

※ リチウムイオン電池等が原因になる発煙・発火トラブルが起きています。

モバイルバッテリー、加熱式タバコ、電子機器のバッテリーなど、リチウムイオン電池を含む電子機器が燃やせないごみやプラスチック製容器包装などに混入し、破砕処理施設などでの発火トラブルが近年増加しています。

リチウムイオン電池等は他のごみに混ぜないでください。

※ リチウムイオン電池を傷つけることは危険ですので、取外しが困難な場合は無理に取り外そうとしないで下さい。

◎リチウムイオン電池が使われている一般的な電子機器（小型家電）の例

- ・スマートフォン ・タブレット ・デジタルカメラ ・ビデオカメラ
- ・電子タバコ ・小型ゲーム機 ・パソコン

●本体のみ → 小型家電回収ボックス

●パソコン → リネットジャパンへ回収の申込みをする。 <https://www.renet.jp/>

●リチウムイオン電池などの小型充電式電池 → 小型充電式電池回収ボックス

●リチウムイオン電池などが取り外せないタブレットなど → 小型家電回収ボックス

## 有害ごみの出し方（第1土曜日収集）

※ 有害ごみは、水銀が含まれているものです。

### ○蛍光管、水銀体温計

（出し方）

- ① 市販の半透明又は透明な袋に入れる。（買物袋でも可）  
蛍光管、水銀体温計は割れないように箱などに入れてください。
- ② 袋にマジックなどで大きく**有害ごみ**と表示して下さい。
- ③ 有害ごみの収集日にごみステーションに出す。

### ○乾電池

電池の種類と分別

対象となる電池：マンガン電池、アルカリ電池、水銀電池、リチウム電池

対象とならない電池：ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池

※リチウムイオン電池等のリサイクルマークの付いたものは、役場や公民館、家電量販店、ホームセンター等に設置してある回収ボックスに出して下さい。

（出し方）

ゴミステーションに設置してある乾電池回収箱に入れてください。

## 収集や搬入の出来ないごみの出し方

自動車のタイヤ、機械用オイル、消火器、ガスボンベ（LP）、バッテリー等の村が収集を行っていないごみについては、販売店などに相談してください。

使用済み加熱式たばこ機器等の回収店舗は、一般社団法人日本たばこ協会のホームページで確認できます。



### ● 消火器の処分方法について

消火器については、メーカー団体がリサイクルしています。

留寿都村では消火器の収集を行っていません。

消火器の処分は（一社）日本消火器工業会が地域の販売代理店（リサイクル窓口）と協力して行っていますので、お近くの窓口へお問い合わせください。

- ※ 消火器のリサイクルは費用が必要となります。  
エアゾール式消火具（スプレー式）は対象外です。  
外国製品および日本消火器工業会会員メーカー以外の製品は対象外です。

消火器の処分に関する問い合わせ先

株式会社消火器リサイクル推進センター（一般社団法人日本消火器工業会代理）

TEL：03-5829-6773

ホームページ 消火器リサイクル推進センター <https://www.ferpc.jp/>

（リサイクル窓口についてもこちらから）

## 【事業者の方へ】

事業者の方は、近くのごみステーションにお店のごみを出せません。  
役場に登録していただき、決められた時間・場所に搬入してください。

## 【家電リサイクル法の対象機器の廃棄方法】

家電リサイクル法の対象機器（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機・衣類乾燥機）を処分するにはリサイクル料金が必要です。

料金については、回収を依頼するお店に直接お問い合わせするか、家電リサイクル券センターのホームページをご覧ください。

### 1 新しい製品に買い替える場合

購入するお店で引き取っていただけます。収集料金等については、お店に直接お問い合わせください。

### 2 廃棄のみの場合

#### 1) 購入したお店がわかる場合

購入したお店で引き取っていただけます。収集料金等については、お店に直接お問い合わせください。

#### 2) 購入したお店がわからない、営業していない、引越等により遠方にある場合

家電リサイクル回収協力店に引取を依頼することができます。

## ○家電リサイクル回収協力店

| 店名   | 電話番号         | 住所             |
|--|--------------|----------------|
| ケースデンキ倶知安店                                     | 0136-23-1123 | 倶知安町字高砂 5-16   |
| ヤマダ電機テックランド倶知安店<br>※回収の申込みは直接店舗に行く<br>必要があります。 | 0136-55-5700 | 倶知安町字高砂 101-23 |

※ 協力店に引取を依頼する場合は、引取に係る料金（「リサイクル料金」及び「収集運搬料金」、「その他手数料」）を確認し、回収日を調整してください。

引取りに係る料金は、依頼する品目、メーカー、サイズなどによって変わりますので、協力店に確認してください。

※ 協力店に直接持込むことも可能です。

※ 事業活動により発生した家電リサイクル対象品は、回収を断られる場合があります。（明らかに「事業者が自ら使用したものではない」と判断できる場合）

### ●ケースデンキ倶知安店に依頼する場合の注意点

1. 回収依頼は電話で行うことができます。

引取に係る料金（「リサイクル料金」及び「収集運搬料金」、「その他手数料」）は、引取りの際にお支払いください。

※ 持込する場合は、そのまま店頭で手続きができます。（リサイクル料金＋収集運搬料金が必要です。）

### ●ヤマダ電機テックランド倶知安店に依頼する場合の注意点

1. 回収依頼を行う場合には、一旦、ヤマダ電機テックランド倶知安店まで行き、家電リサイクル対象品回収の申込みをする必要があります。（電話による問合せはできます。）

※ ヤマダ電機テックランド倶知安店へ持込する場合は、特に事前手続きは必要ありません。（そのまま店頭で手続きができます。リサイクル料金＋収集運搬料金が必要です。）

2. 留寿都村へのヤマダ電機テックランド倶知安店配送便について

留寿都村への配送便は毎週月曜日、土曜日に限られています。

また、下記の期間は回収までに日数がかかります。

年末年始／3月～4月上旬／GW前後／6月～8月（最大1ヶ月程度 ※混雑状況による）  
原則、回収の時間を指定することは出来ません。

## 【家庭用パソコンの廃棄方法】

ご家庭で不用になったパソコンは、パソコンメーカーが回収・リサイクルします。

「PCリサイクルマーク」がついたパソコンはパソコンメーカーが無償で回収・リサイクルします。

※ 「PCリサイクルマーク」の付いたパソコンでも、万が一メーカーが倒産した場合などの場合は「パソコン3R推進協会」が回収し、その場合には所定の回収再資源化料金が必要となります。

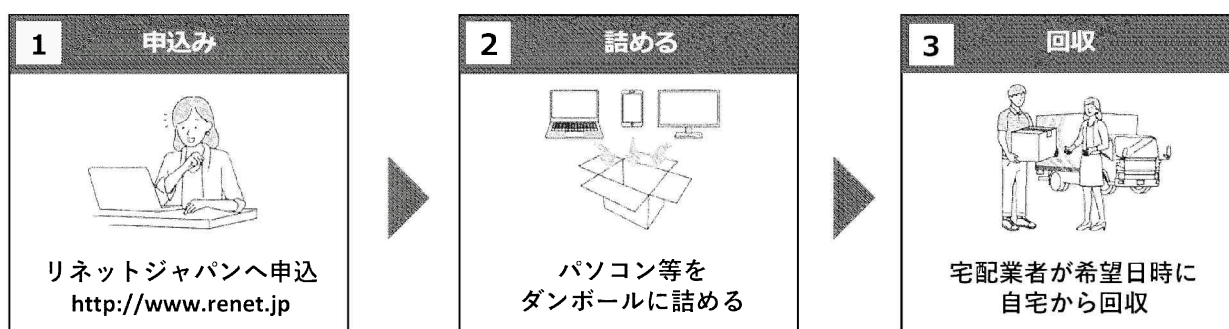
※ 「PCリサイクルマーク」が付いていないパソコンは、回収再資源化料金が必要です。  
パソコン3R推進協会 <https://www.pc3r.jp/>

※ パソコンの廃棄時のハードディスク上のデータ消去に関するご注意

個人情報の流出防止のため、パソコンのデータはデータ消去プログラムを使用するなどして、消去してください。

※ 上記とは別に、留寿都村では、「小型家電リサイクル法」の認定事業者である「リネットジャパンリサイクル(株)」と協定を締結し、家庭で不要になったパソコン等小型家電の宅配便による無料回収を令和2年10月1日より始めました。利用方法は以下のとおりです。

### 【回収手順】



- データはご自身で消去してください。（無料消去ソフトの提供などのサービスもあります。）
- 他の小型家電、プリンタなどの周辺機器も一緒に回収可能です。
- パソコンを含むダンボール1箱分(3辺の合計が140cm以内、重さ20kg以内)の回収料金が無料になります。
- インターネットが使用できない方は、下記のお問い合わせ専用窓口へご相談ください。

<詳しくは>

リネットジャパンリサイクル(株)のHP <http://www.renet.jp>（「リネットジャパン」検索）を確認、もしくは、お問い合わせ専用窓口 ☎ 0570-085-800（10時～17時）にお問い合わせください。

リネットジャパンでは、上記のインターネットでの申し込みのほか FAX での申し込みもできます。FAX専用申込書用紙は留寿都村HPからダウンロードしていただくか、役場住民福祉課へご請求ください。



ごみ処理に関するお問い合わせは

〒048-1731 北海道虻田郡留寿都村字留寿都175番地

**留寿都村役場住民福祉課環境生活係**



TEL 0136-46-3131


FAX 0136-46-3545

(2022.4.1)

# ごみ分別一覧表

●燃やせるごみ・燃やせないごみ・生ごみについては、指定袋（有料）以外で出すことはできません。

|             |  |   |
|-------------|--|---|
| 木曜日<br>月曜日・ | 生ごみ<br>指定袋<br>(半透明)  | 野菜くず、野菜類、果物類、米飯類、パスタ類、パン類、コーヒーかす、茶殻、果汁のしぼりかす、魚、肉、卵の殻、加工食品、食べ残し、骨（鳥・牛・豚）、とうもろこしの芯・皮、栗・パイナップル・落花生・タマネギ・みかんなどの皮、ほたて・かになどの甲羅、シジミなどの貝殻、枝豆の皮莖など   |
| 火曜日         | 燃やせる<br>ごみ<br>指定袋（赤色）  | ●布製品・木製品・竹製品・紙製品など<br>木くず、紙おむつ、ティーパーグ、ティッシュ、カーテン、額縁、ガム、コーヒーの紙フィルター、茶色の封筒、湿布薬、冷却シート、炭、ローソク、コルク、種イモの紙袋、紙の卵のケースなど<br>※ 衛生ごみ（紙おむつ・生理用品・ペットシートなど）は透明・半透明又は黒色のポリ袋に入れてください。  |
| 第2・第4水曜日    | 燃やせない<br>ごみ<br>指定袋（青色）   | ●ゴム製品・陶磁器・小型金属製品・塩化ビニール製品・プラスチック製品・皮革製品など<br>ボールペン、ポリバケツ、ちりとり、縫い針、アルミホイル、家庭で使用するラップ、セロハンテープ、スプレー缶、使い捨てライター、荷造りひも、電卓、鍋、バット、ビデオテープ、CDケース、ビデオケース、CD、レコード、輪ゴム、保冷剤、粘土、竿、スポンジ、歯ブラシ、LED管、LED灯など  |
| 土曜日         | 空き缶  | 飲料用の缶（アルミ・スチール）、缶詰の缶、その他の缶  |
|             | 空きびん   | 飲料用のびん、食品用のびん、酒類のびん、調味料用のびん、栄養・健康ドリンクのびん、化粧品のびんなど   |
|             | ペットボトル<br><br>PET | 飲料用・酒類用の容器<br>しょうゆ、めんつゆ、みりんの容器<br>左のリサイクルマークがついた容器のみ。<br>※ ラベル・キャップは外して「その他プラスチック容器包装」で出してください。   |
| 土曜日         | プラスチック製容器包装<br>   | ●プラスチック製の容器包装物（左のリサイクルマークのついているもの）<br>お菓子の袋、シャンプーや洗剤の容器、肉や魚の白色トレイ、歯磨き粉やわさびなどのチューブ類、弁当容器、卵のケース、カップめんの容器、レジ袋、缶のキャップ、豆腐の容器、味噌の容器、タバコの外装フィルム、マヨネーズのチューブ、割り箸のビニール袋、プリン容器、ビニール製の米袋、カレールーの容器、みかんのネット袋、インスタント食品の袋、ポテトチップスの袋、ペットボトルのキャップなど |
|             | 発泡スチロール  | 魚箱・家電などの梱包に使用されている発泡スチロールなど   |

|                                     |   |   |
|-------------------------------------|---|---|
| 土曜日<br>第1                           | 有害ごみ  | 乾電池（マンガン電池、アルカリ電池、水銀電池、リチウム電池）<br>蛍光管、水銀体温計<br>（水銀を使用しているものは燃やせないごみに入れないでください。）   |
| 土曜日<br>第5<br>第1・第3・                 | 紙製容器包装<br> | ●紙製の容器包装物<br>（左のリサイクルマークのついているもの）<br>お菓子の箱、ティッシュペーパーの箱、フィルムの箱、茶色の包装紙、紙製の米袋、紙製カップメンのフタ・容器など  |
| 第2・第4土曜日                            | 新聞・雑誌   | 新聞（チラシを含む）、書籍、雑誌  |
|                                     | ミックス<br>ペーパー  | 封筒（茶色以外）、ハガキ、名刺、コピー用紙、領収書、紙袋（白色）、レシート、貯金通帳、アルバム、写真、半紙、画用紙、切符、チケット、手帳、表彰状、ノート、折り紙、のし袋、包装紙（茶色以外）、ダイレクトメール、紙コップ、ポスターなど   |
|                                     | 紙製パック   | 牛乳パック、お酒の紙パック、ジュースの紙パックなど<br>（内側が銀色以外のもの）   |
|                                     | 段ボール  | 梱包用段ボールなど<br>（汚れているものは燃やせるごみとして出してください。）  |
| 金曜日<br>第3                           | 粗大ごみ<br>（大型ごみ）  | ソファ、げた箱、タンス、ベットマットレス、自転車、一輪車、リヤカー、ストーブ、ふとん、ベッド、ゴザ、カーペット、くわ、スコップ、つるはし、スノーダンプ、庭木、廃材など   |
| 下記の3件は、役場、公民館に設置した専用の回収ボックスで回収しています |   |   |
| 役場・公民館の<br>開庁・開館日                   | 使用済み食用油   | 使用済みのサラダ油など   |
|                                     | 使用済み小型<br>電子機器等<br>（小型家電）   | 電話機、FAX、携帯電話、ラジオ、デジタルカメラ、ビデオカメラ、DVDレコーダー、デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセット、プリンター、電子書籍端末、電動ミシン、電気グラインダー、電気ドリル、電卓、体重計、ジャー炊飯器、電子レンジ、扇風機、電気アイロン、電気掃除機、電気ストーブ、ヘアドライヤー、電気かみそり、蛍光灯器具その他の電気照明器具（蛍光管、電球を除く）、電子時計及び電気時計、電子楽器及び電気楽器、ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具、小型家電の付属品（ACアダプター、ケーブル等）など<br>※ 携帯電話・ゲーム機などに含まれるデータやメモリーなどの個人情報<br>は、可能な限りご自身で消去してからお持ちください。 |
|                                     | 使用済み小型<br>充電式電池   | モバイルバッテリー（分解しないでください。）<br>ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池  |